

建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について（城南島二丁目）

建築基準法第 51 条ただし書きについて

以下の建築物は都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ建築不可

- ・卸売市場
- ・火葬場又はと畜場
- ・汚物処理場
- ・ごみ焼却場
- ・その他政令で定める処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設等）

※都市計画決定

都市計画決定を行う場合の基本的な考え

都市計画マスタープラン等に位置づけられた施設をはじめ、恒久的かつ広域的な処理を行うもの

（例）城南島リサイクル施設（エコタウン）、大田市場、ごみ焼却場、臨海部広域斎場等

※ただし書き許可

都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可

※都市計画決定・許可不要

政令第 130 条の 2 の 3 で定める規模の範囲内（小規模なもの）

一般廃棄物について

一般廃棄物とは（廃棄物処理及び清掃に関する法律）

廃棄物

一般廃棄物

※産業廃棄物以外

産業廃棄物

家庭系ごみ

事業系ごみ

…事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃掃法施行令で定める 20 種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等）

背景

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸出入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性の高まりを受け、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月に施行されている。

これにより、プラスチックの資源循環の取組を進める必要が出てきており、地方公共団体においても、プラスチックを資源として回収する取組が徐々に広がっている。

1 既存施設の概要 ※設備変更のみ

- 1) 建築主
株式会社要興業 代表取締役 木納 孝
- 2) 住所
大田区城南島二丁目8番1号

3) 用途・構造・階数

	用途	構造・階数	延べ面積
1	リサイクル工場	鉄骨造 1階	1,192.20 m ²
2	管理事務室	鉄骨造 2階	125.89 m ²

4) 敷地面積・建築面積・延べ面積・高さ

敷地面積：2,814.99 m²
 建築面積：1,276.88 m²
 延べ面積：1,318.09 m²
 高さ：9.91 m

- 5) 用途地域
工業専用地域

2 設置理由

（株）要興業城南島リサイクルセンターは平成22年より稼働。産業廃棄物の処理とともに自治体より委託を受けた一般廃棄物の処理を行っている。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、廃プラスチックの処理能力を高める必要性が出ている。資源循環の取組に対応するため、自治体で発生する廃プラスチックの処理需要に対応すべく既存施設の処理能力を増量し社会貢献を行うため。

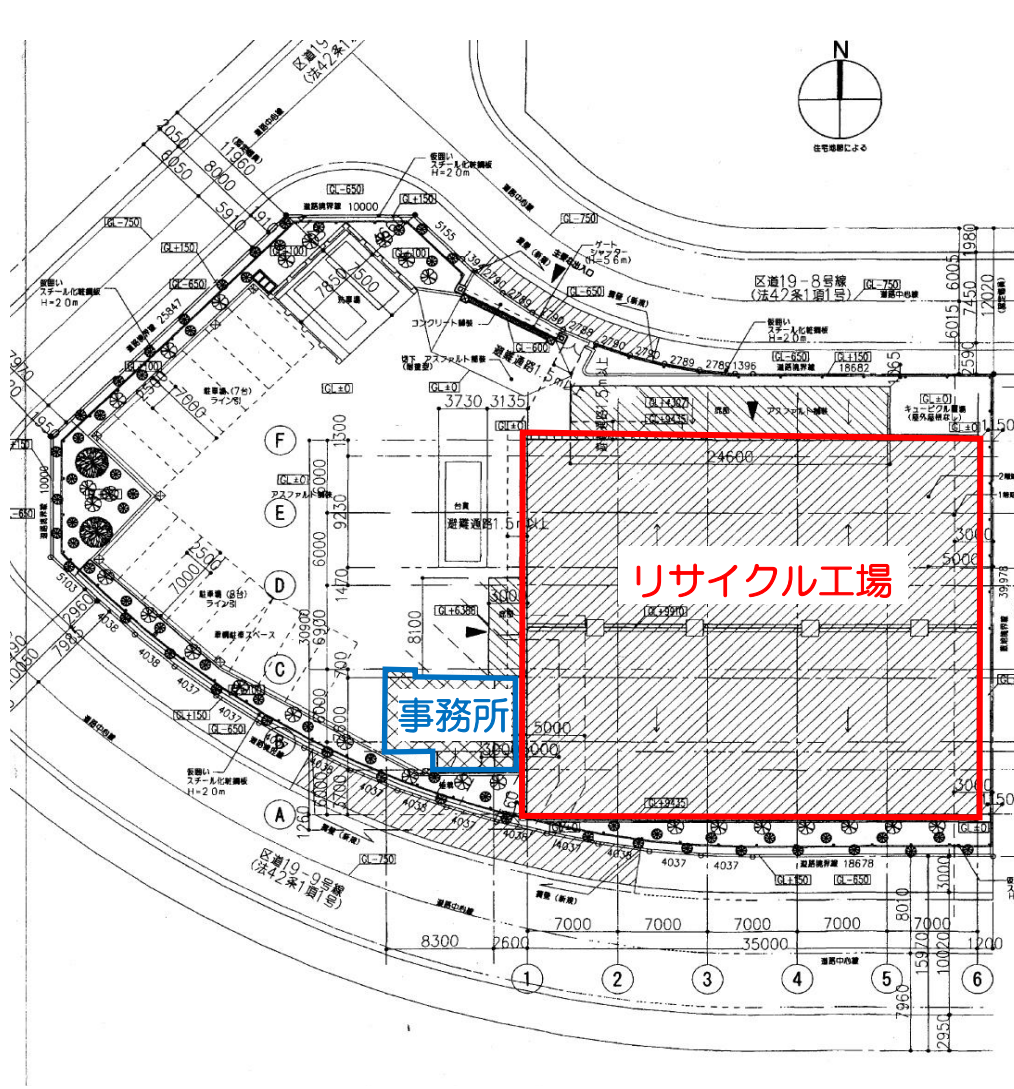
3 事業スケジュール

- 令和6年7月 大田区都市計画審議会
 令和6年9月 工事着工予定
 令和6年10月 工事完了予定
 令和6年11月 処理施設の稼働予定

4 位置図



6 配置図



5 処理施設概要（一般廃棄物）

1) 処理施設の種類および処理能力

処理施設の種類	処理能力	
	変更前	変更後
ごみ処理施設	3.52t/日(8h)	14.48t/日(8h)

稼働時間 8h（8時～17時）

2) 業務内容

容器包装リサイクルプラスチック、ペットボトルの選別、
圧縮・梱包、保管

3) 搬出入計画

現在、搬出上台数は約16台/日（片道）（小型プレス車14台/日、中型プレス車2台/日）程度。

変更後は、小型プレス車約18台/日（片道）、軽小型貨物車が約6台/日（片道）程度増加。

	現行	追加車両	計画
中型プレス車	2	—	2
小型プレス車	14	18	32
軽小型貨物車	—	6	6
合計	16	24	40

7 環境保全配慮事項

1) 騒音・振動対策

施設の建屋内設置・高速シャッター設置、周辺に防音パネル設置。
日次点検により、異常振動が認められる場合は修理実施。

2) 粉じん対策

施設の建屋内設置・高速シャッター設置。

3) 廃棄物運搬車両の走行

車両の日常点検、アイドリングストップ指導等。CNG車等、低公害車の導入推進等。

4) 悪臭対策

保管場所等は建屋内配置を基本とし、作業を屋内で実施等